

千葉県防火・防災訓練災害補償制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県（以下「市」という。）及び市内に活動の拠点を置く市民団体等が行う防火・防災訓練中の事故について、千葉県防火・防災訓練災害補償制度（以下「防火・防災訓練災害補償制度」という。）をもってこれを補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに、地域社会の防災対策に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体等 市民等により自主的に組織された団体（自主防災組織・町内自治会・女性消防クラブ・幼少年消防クラブ・女性協議会・青年団等）をいう。
- (2) 防火・防災訓練 市及び市民団体等が行う防火・防災訓練（救命講習会、防災設備機器等の点検確認作業等の活動、国民保護訓練を含む）及びこれらの活動のための準備、後始末、打ち合わせ会等をいう。ただし、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動又は職業として行う活動は除く。
- (3) 責任者等 市民団体等において、防火・防災訓練の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。
- (4) 参加者 防火・防災訓練に直接参加する者をいう。

(保険契約)

第3条 市は、市民団体等が行う防火・防災訓練中の事故について補償するために、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結する。

(対象事故)

第4条 防火・防災訓練災害補償制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 防火・防災訓練中に、参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、市又は責任者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次のとおり分類する。

ア 身体賠償事故

参加者やその他の第三者の身体に損害を与える事故をいう。

イ 財物賠償事故

参加者やその他の第三者の財物に損害を与える事故をいう。

ウ 保管物賠償事故

参加者やその他の第三者からの預かり品等を滅失、毀損、汚損などにより損害を与える事故をいう。

エ 生産物賠償事故

防火・防災訓練中に製造し、販売し、若しくは提供した財物が他人に引渡された後にその品質、取扱い等によって生じた事故又は作業が完了し、若しくは放棄された後にその作業の結果によって生じた事故をいう。

オ 管理財物賠償事故

千葉市等が管理する財物を訓練を目的として参加者に使用を許可し、その財物を使用して行った訓練中に財物に損害を与える事故をいう。

(2) 傷害事故 防火・防災訓練中（市民団体等が活動を行う場所と自宅との通常の往復経路上にある場合を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、責任者等又は参加者が死亡又は負傷した事故をいう。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、防火・防災訓練災害補償制度による補償の対象としない。

(1) 次のア～オに掲げる事故は、損害賠償責任事故の対象としない。

ア 責任者等の故意により発生した事故

イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうにより発生した事故

ウ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象により発生した事故

エ 責任者等が占有し、使用し若しくは管理する車両又は施設外における動物により発生した事故

オ 業者による施設の建設、改築、改造、修理等の工事により発生した事故（市又は責任者等又は参加者が防火・防災訓練のための施設の建設、改築、改造、修理等の工事により発生した事故は除く。）

(2) 次のア～クに掲げる事故は、傷害事故の対象としない。

ア 責任者等及び参加者の故意により発生した事故

イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうにより発生した事故

ウ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象により発生した事故

エ 責任者等及び参加者の脳疾患、疾病（熱中症・日射病・細菌性食中毒・O-157等の病原性大腸菌は除く）又は心神喪失により発生した事故

オ 責任者等及び参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為により発生した事故（ただし、それらの行為による被害者は傷害事故の対象となる。）

カ 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「ムチウチ症」）又は腰痛

キ 責任者等又は参加者の無資格運転又は酒酔い運転により発生した事故

ク 責任者等又は参加者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故

(3) 損害保険契約約款において定められた重大事由等に該当する場合

(損害賠償責任事故のてん補対象)

第6条 損害賠償責任事故の対象となる損害の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、葬祭料、死亡による逸失利益、慰謝料及び財物の修理代等
- (2) 訴訟、仲裁、和解又は調停費用
- (3) 損害の防止又は軽減のための有益な応急、緊急措置費用
- (4) その他必要と認められる費用

(損害賠償責任事故のてん補限度額)

第7条 損害賠償責任事故のてん補限度額は、次の表の左欄に掲げるてん補区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を限度とする。

てん補区分	てん補限度額
身体賠償	1人につき 5,000万円 1事故につき 3億円 (生産物事故についてのみ保険期間中の限度額3億円)
財物賠償	1事故につき 300万円 (生産物事故についてのみ保険期間中の限度額300万円)
保管物賠償	1事故につき 300万円 (保険期間中の限度額300万円)
管理財物賠償	1事故につき 1,000万円 (保険期間中の限度額1,000万円)

(傷害事故の補償額)

第8条 傷害事故の補償額は、次の表の左欄に掲げる補償区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

補償区分	補償額
死亡補償 (傷害事故を原因として、事故の日から180日以内に死亡した場合)	1人につき 800万円 (熱中症・日射病・細菌性食中毒・O-157等の病原性大腸菌については保険契約約款に定める額)
後遺障害補償 (傷害事故を原因として、事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合)	1人につき 800万円～24万円 (熱中症・日射病・細菌性食中毒・O-157等の病原性大腸菌については保険契約約款に定める額)
入院補償 (事故の日から180日までの入院を限度とする。)	1日につき 4,000円 (熱中症、日射病、細菌性食中毒、O-157等の病原性大腸菌については保険契約約款に定める額)

補償区分	補償額
手術補償	入院補償金が支払われる場合に、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院補償日額に手術の種類に応じて保険契約約款に定められた倍率を乗じた額
通院補償 (事故の日から180日までの間において、90日を限度とする。)	1日につき2,500円 (熱中症・日射病・細菌性食中毒・O-157等の病原性大腸菌については保険契約約款に定める額)

(事故報告)

第9条 責任者等及び参加者は防火・防災訓練中に事故が発生したときは、速やかに千葉県防火・防災訓練災害補償制度事故報告書(様式第1号。以下「事故報告書」という。)により市長に報告しなければならない。

(事故の確認)

第10条 市長は、前条の事故報告書が提出されたときは、当該事故が防火・防災訓練中のものであるか確認する。

2 市長は、当該事故が防火・防災訓練中のものであるか疑義を生じるときは、関係部署と協議し決定することとする。

(請求手続き)

第11条 損害賠償責任事故に係るてん補金の請求は、市又は責任者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、市又は責任者等が保険会社に、保険会社が指定する書類を添付して請求するものとする。

2 傷害事故に係る補償金の請求は、死亡補償にあつては死亡した責任者等及び参加者の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては責任者等及び参加者が、保険会社が指定する書類を、市を経由し保険会社に請求するものとする。

この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請求は当該傷害の症状が固定した後、入院及び手術補償、通院補償に係る補償金の請求は、入院又は通院が終了した後に行うものとする。なお、市は請求を受けた補償金を保険会社に請求し、保険会社が当該補償金を補償金請求者が指定した口座に振り込んだ場合は、これをもって補償金の支払いに代えることができる。

(支払・通知)

第12条 保険会社は、補償金を支払うときは請求者が指定した金融機関の口座に振り込むものとし、補償金請求者に対して支払い通知書を送付するとともに、市に対してもその旨を通知する。

(所管課)

第13条 この要綱に定める事務は総合政策局危機管理部防災対策課で処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

千葉市防火・防災訓練災害補償制度事故報告書

事故発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
請求者	住 所	TEL
	団 体 名	
	代 表 者 名	
	被害者との関係	
被害者	住 所	TEL
	氏 名	
事故内容	場 所	
	状 況	
	被 害 内 容	
	現 場 見 取 図	裏 面 記 入

現場見取図